

○名寄地区衛生施設事務組合職員通勤手当支給規則

〔昭和42年6月24日〕
規則第3号

改正 昭和45年11月1日 規則第7号 昭和58年4月1日 規則第4号
平成11年4月1日 規則第1号 平成18年3月27日 規則第2号

(総則)

第1条 名寄地区衛生施設事務組合職員の給与及び旅費等に関する条例(昭和39年条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、通勤手当の支給については、この規則の定めるところによる。

(通勤手当の支給)

第2条 給与条例の規定による通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用してその運賃または、料金を負担することを常例とする職員、通勤のため自転車その他の交通の用具で管理者が別に定めるものを使用することを常例とする職員、通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員に支給する。

(他の規則の準用規定)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項については、名寄市職員通勤手当支給規則(平成18年名寄市規則第47号)を準用する。

附 則 (昭和42年6月24日 規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年11月1日 規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年度から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日 規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年4月1日 規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月27日 規則第2号)

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

